無の里休憩所管理利用規程

（目的）

第１条　この規程は、「無の里休憩所」（以下「休憩所」という。）の管理及

び利用について必要な事項を定める。

（管理者）

第２条　休憩所は、一般社団法人西尾市観光協会が管理する。

（利用時間）

第３条　休憩所の利用時間は、午前１０時から午後４時までとする。ただし、

管理者の許可を受けた場合はこの限りではない。

（利用期間）

第４条　休憩所の利用期間は、３月から１１月までの間とする。ただし、利用

期間の開始並びに終了の期日及び休憩所の休日は管理者が別に定める。

（利用の手続き）

第５条　休憩所を占有し利用しようとする者（以下「利用者」という。）は原

則として、利用日の１週間前までに無の里休憩所利用申込書（様式第１号）

を管理者に提出し、利用の許可を受けなければならない。

（利用の許可等）

第６条　管理者は、利用申込書の内容を審査し適当と認めたときは、無の里休

憩所利用許可書兼領収書（様式第２号）を発行し利用の許可と

する。

（利用者の義務）

第７条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた部屋以外は、一般来訪者の入場を優先すること。

(2) 休憩所の施設、設備及び備品等を傷つけないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。

(4) 休憩所内外で営利行為をしないこと。

(5) 他人の迷惑又は危険となる行為をしないこと。

(6) 休憩所内では調理等をしないこと（持ち込みは良い）。

(7) その他、管理者及び管理人の指示に従うこと。

（利用料）

第８条　利用者は、別表に定めるところにより利用料を前納しな

ければならない。ただし、管理者が認めた場合は、減免することができる。

（利用料の還付）

第９条　既納の利用料は、これを還付しない。だだし、次のいずれかに該

当するときは、還付することができる。

(1) 利用者が、利用日の前日までに利用の中止を管理者に申し出たとき。

(2) 公益上又は管理者の都合により、利用許可を取り消したとき。

（損害賠償）

第10条　利用者が故意又は過失によって休憩所又はその設備備品をき損、滅失

したときは、損害賠償をしなければならない。

（委任）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

　附　則

　この規程は、昭和６３年４月１日より施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成１１年４月１日より施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２０年３月１日より施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２２年３月１日より施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２９年９月１日から施行する。

２　この要綱の施行日前に改正前の規定に基づいてなされた申請、承諾等は、改正後の規定に基づいてなされたものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年 　 月 　 日

一般社団法人　　様

　　　　　　　　　　　　　　　（利用者）

　　　　　　　　　　　　　　　団体名等

　　　　　　　　　　　　　　　代表者住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　 －

　無の里休憩所管理利用規程を遵守し、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用月日 |  令和　　　　年　　　　月　　　　日　（　　　） |
| 利用時間 |  午前・午後　　　時 　　 分　～　午前・午後　　　時 　　 分 |
| 　※利用時間　午前１０時～午後４時 |
| 利用目的 |  |
| 利用人数 | 男　　　人　・　女　　　人　　　　　合　計　　　　人 |
| 利用部屋 | ①②全室 | ①春の間 | ②夏の間 |
| 利 用 料 | ①春の間　１，０００円　　②夏の間　１，０００円 |

様式第２号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年 　 月 　 日

　　　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

一社）西尾市観光協会

会　長　　鳥　山　欽　示

令和　年 月 　日付の利用申込みについて、下記のとおり許可します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用月日 |  令和　　　　年　 　 　月　　　　日　（　　　） |
| 利用時間 | 午前・午後　　　時 　　 分　～　午前・午後　　　時 　　 分 |
| 利用部屋 | ①②全室 | ①春の間 | ②夏の間 |

　上記の利用料として金　　　円を領収しました。

　**※　利用日に、本許可書を管理者にご提示ください。**

別　表（第８条関係）

管理利用規定（抜粋）

（利用者の義務）

第７条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた部屋以外は、一般来訪者の入場を優先すること。

(2) 休憩所の施設、設備及び備品等を傷つけないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。

(4) 休憩所内外で営利行為をしないこと。

(5) 他人の迷惑又は危険となる行為をしないこと。

(6) 休憩所内では調理等をしないこと（持ち込みは良い）。

(7) その他、管理者及び管理人の指示に従うこと。

第９条　既納の利用料は、これを還付しない。だだし、次のいずれかに該

当するときは、還付することができる。

(1) 利用者が、利用日の前日までに利用の中止を管理者に申し出たとき。

(2) 公益上又は管理者の都合により、利用許可を取り消したとき。

**◎平面図**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 展示棚 | 入 口 |  |
| 湯沸室 | **談話コーナー（土間）** | **③秋の間****（畳敷き）****８畳****占用利用不可** | **②夏の間****（畳敷き）****６畳****占用利用可** | 展示棚 |
| 納戸 | **管理人室****囲炉裏****（板張り）****８畳****関係者以外****立ち入り禁止** | **①春の間****(茶室)****（畳敷き）****６畳****占用利用可** | 展示棚 |
| 床の間 |
|  |  |

**◎利用料**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **部　屋　名** | **利用時間** | **利用料** |
| ① 春 の 間 | 　　午前１０時 ～ 午後４時 | **１，０００円** |
| ② 夏 の 間 | **１，０００円** |